

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成29年6月15日（諮問第182号） 答申日：平成30年4月27日（答申第144号） 事案名：水俣病の認定審査の再開等について、県と環境省が協議した内容をまとめた文書の不開示決定（不存在）に関する件
--

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病の認定審査の再開等について県と環境省が協議した内容をまとめた文書について、平成29年3月8日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年1月23日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 県が水俣病の認定審査を返上した2013年以降において、認定審査の再開、及び不服審査のあり方や特定の行政不服申立人について、県と環境省が協議した内容をまとめた文書（協議の日時や出席者を記したものも含む。）
- 2 平成29年3月8日、実施機関は、本件開示請求に係る文書について対象文書の有無を検討し、14件の復命書及び環境省報道資料について全部開示決定を行い、7件の復命書について部分開示決定を行ったうえで、「認定審査の再開及び不服審査のあり方や特定の行政不服申立人について県と環境省が協議した内容をまとめた文書」として保有しているものは、今回開示する復命書及び環境省報道資料のみであり、これら以外の文書（以下「本件対象文書」という。）については作成しておらず、保有していないとして、文書の不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成29年3月15日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成29年6月15日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 環境省の復命書と審査請求人の調査によれば、少なくとも平成26年12月4日(以下「12月4日」という。)及び平成27年1月25日(以下「1月25日」という。)の2度にわたり、熊本県幹部と環境省幹部は、水俣病の認定審査及び不服審査のあり方、特定の不服申立人について協議した事実がある。協議を設けた場所はそれぞれ熊本県庁舎の知事室と熊本県知事公邸でいずれも公務・職務時間中のことであり、知事・副知事・環境生活部長・環境政策課長ら熊本県幹部及び環境省の官房長が出席している。

(2) 環境省の復命書とは環境省官房長の「旅行命令簿」であり、旅行命令簿には12月4日及び1月25日に「熊本県知事等との面会」と記載されている。

環境省官房長は、平成29年3月に審査請求人が行った取材で、熊本県知事に2回会ったと発言している。熊本県知事は、平成29年5月に行った取材で、詳しく日時は覚えていないが会ったと思うと発言した。

さらに、平成29年12月26日の環境大臣の閣議後会見で、環境省は、環境省職員が同席し、環境省官房長が熊本県知事と面会したことを認めている。また、平成29年12月28日の熊本県知事の定例記者会見でも、事務方の回答であるが、1月25日に面会したことを認めている。

(3) 平成29年12月25日の新聞記事で「不服審と環境省、熊本県のやり取りの記録を入手し」との記載があるように、入手している記録に基づいて、当該記事を書いている。入手している記録には、「不服審査会で特定個人の裁決を否定してくれればいい」との熊本県幹部の発言に対し、「通知の考え方は踏まえた形にしてくれると会長が内々に言っている」との官房長の発言が記録されている。

(4) 条例第2条第2項によれば、情報公開制度の対象となる行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」であり、職員が職務に際し残した覚書やメモも含まれる。このことは条例解釈運用基準でも明らかである。

(5) 水俣病の認定審査や不服審査という重要な案件について熊本県幹部が環境省幹部と協議した内容を覚書もしくはメモとして残していないことはあり得ず、残していないとすれば重要な職務不履行と言わざるを得ない。県民への説明責任を果たし開かれた県政の推進に資する、との目的で定められた条例の本旨に即し、当該文書の存否をあらためて精査し、速やかに開示することを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書での説明内容は、以下のとおりである。

認定審査の再開及び不服審査の在り方や特定の行政不服申立人について、県と環境省が協議した内容をまとめた文書として保有しているものは、開示した復命書及び環境省報道資料のみであり、当該復命書に記載された打合せに係る概要以外の内容については、文書を作成していないため、不開示と決定した。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、県が水俣病の認定審査を返上した2013年以降において、認定審査の再開、及び不服審査のあり方や特定の行政不服申立人について、県と環境省が協議した内容をまとめた文書であって、既に関示済みの復命書及び環境省報道資料以外の文書である。

実施機関は、本件対象文書を作成及び保有していないとするが、審査請求人は、少なくとも2回は環境省官房長と知事らが面会し協議を行っており、記録を作成しているはずであると主張しているため、以下、本件対象文書の作成及び保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の有無について

(1) 本件対象文書を作成及び保有していない理由について実施機関に詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 熊本県内で県と環境省が面会、協議等を行った記録について、関係課（水俣病審査課、水俣病保健課、環境政策課、秘書グループ）に記録はなく、審査請求人が主張する協議の参加者から聴取した結果、県知事と官房長が会ったことは確かである。具体的な日時の記録はないが、官房長の旅行命令簿から、12月4日から5日までの間及び1月25日に面会したものと考えられる。

イ 面会の場所は県庁又は知事公邸で、出席者は、県側は知事、副知事、環境生活部長、政策審議監、環境政策課長、水俣病審査課長、水俣病保健課長、環境省は官房長と環境保健部課長補佐と考えられる。

ウ 面会は、水俣病問題について国と県との連携を深め、信頼関係を構築するのが主な趣旨であったと思われる。1月25日は日曜日で、知事公邸で食事をとりながら面会したと思われ、知事以下県幹部が出席していたため、文書による復命の必要がなかったものと考えられる。

なお、審議員、担当班長などの実務担当者は出席していない。

エ どの日にどのような面会をしたかについて出席者の記憶が不明確な理由は、官房長は以前から水俣病問題に関わっていたため、知事とは何回も会っており、また、副知事、部長、政策審議監、水俣病審査課長、水俣病保健課長も水俣病問題に携わってきた者で、環境政策課長は国からの派遣職員であったため、官房長が来たときにこれらの職員と面会することが何度かあったからである。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 実施機関は、水俣病審査課、水俣病保健課、環境政策課、秘書グループといった関係課の文書を確認したが、熊本県内で県と環境省が面会、協議等を行った記録はなかったと説明している。

イ 審査請求人は、水俣病の認定審査等の重要な協議が行われたものであり、記録は作成されているはずであると主張する。これに対し、実施機関は面会が行われた事実を認めたとうえで、これらの面会は信頼関係を構築するのが主な目的であり、協議録を作成する必要があるような会合ではなかったと説明しているため、面会の内容について考察する。

(ア) 県側の出席者は、官房長が来た際に何度か会っているメンバーで、知事以下幹部のみであり、会議録を作成する場合には出席すると考えられる実務担当者は出席していない。

(イ) 特に1月25日は日曜日で、知事公邸で食事をとりながらの会合であったということであれば、懇談が目的であった可能性は高いと考えられる。

(ウ) 一般的に水俣病行政において国と県との連携は重要であると思料されるところ、当時は熊本県における水俣病認定審査会の審査が中断され、県が国に求めていた臨時水俣病認定審査会が開催されていた時期であるため、国と県の信頼関係を構築するための懇談が行われることもありうると思料できる。

上記の考察から、面会の目的は信頼関係を構築するというものであり、認定審査等の具体的な協議が目的ではなかったとする実施機関の説明は不自然ではなく、受け入れることができるものである。

ウ 審査請求人は、1月25日の環境省と県とのやり取りは、入手した記録に基づくものであり、記録は作成されていると主張しているが、当該記録の存在について具体的立証がなされておらず、当審査会としては、少なくとも行政文書としての要件である「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（条例第2条第2項）を備えた、すなわち作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、当該実施機関の組織において業務上必要なも

のとして利用又は保存されている状態である協議の記録が存在すると判断することは困難である。

(3) 以上の検討から、文書を作成しておらず保有していないという実施機関の説明を否定することはできず、不存在による不開示決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論
以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	井寺	美穂
委	員	立石 邦子
委	員	末松 恵美
委	員	中嶋 直木

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年6月15日	・ 諮問(第182号)
平成29年12月12日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成29年12月13日	・ 審議
平成30年1月10日	・ 審査請求人の口頭意見陳述の実施
平成30年2月14日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成30年3月14日	・ 審議
平成30年4月11日	・ 審議